

幼稚産業保護と特惠関税

小 島 清

一 課題

アレキサンダー・ハミルトンやフリードリヒ・リストの名を冠せられる幼稚産業保護論⁽¹⁾が、今日の低開発国工業化問題との関連において、改めて注目をあび、その理論的深化と拡充がはかられている。それはグルーベルの整理にしたがうと、一つは、いかなる企業ないし産業が幼稚産業として保護育成するに値するかを選定するミルバスタープルのテストといわれる伝統的幼稚産業保護論と、もう一つは、低開発国の開発理論ないし開発戦略との関連において幼稚経済、infant economy 保護育成論にまで拡充される必然性をもつ現代的幼稚産業保護論とに、二分できる。実はこの二分法が、赤松要博士の雁

行形態の基本型、つまり低開発国工業の輸入代替・輸出化のプロセスと、一国産業の多様化・高度化プロセスたる雁行形態の変型⁽³⁾とに、それぞれ対応することが、注目される。

本稿のねらいの第一は、既にいくたの優れた展望論文⁽⁴⁾が与えられているのであるが、幼稚産業保護論の最近の展開を、私なりに簡単に、批判的にサーヴェイすることである。第二は、低開発国の開発と貿易との関連において、次の二点を指摘してみたい。(一)ミルバスタープルのテストは一産業モデルに立脚する部分均衡分析だという欠陥がある。そこでこれを二国、二財、二商品の要素賦存比率理論(ヘクシャー・オリー・モデル)に立戻って考え直すと、保護に値する幼稚産業の選定基準が明

確になるといふ点である。これは私が前稿で、プロダクト・サイクル論の再考察を通じて到達した視点と全く同じである。(三)幼稚産業保護に代るもの、ないしはそれを補完して、低開発国の工業品輸出を拡大する方策として、先進国からの特惠関税供与が広く要請されるようになったが、プレビッシュは「幼稚産業保護論の延長」として特惠をジャスティファイしているのに、ジョンソンはそれと異なった視点を提供している。両者のジャスティフィケーションの相違点を明確にしたい。そしてこれらの吟味を通じて、「合意的国際分業再編成の理論」といったものが生み出されるべき必要性を究明してみたいのである。

ところで、いかなるケース、いかなる事態において幼稚産業保護論が適用されるべきかについて、予め私の考えを述べておくのが便宜であろう。第一に、内部経済に基づく通減コスト産業については、保護を必要としない。ただしこの種の産業(ないし企業)は独占に至りうるからである。だがこのことは問題にする低開発国においてだけでなく先進国についても妥当する。そうであるとする、先進国での独占が既に存在するので、低開発国が

同種産業を育成することは、先進国の独占産業による競争圧力に直面して、到底不可能である。それにも拘らず低開発国が同種産業の育成を成功させるためには、そのより望ましい解決として、合意的国際分業再編成が要請されるであろう。

第二に、自国だけが外国に先がけて新製品を創り出すとか、外国よりも優れた技術革新を敢行するというような場合が考えうる。それはその国にとって技術革新が完成し大量生産化されるまで幼稚産業といつてよいであろう。だがこの場合にはもとより、外国の競争を阻止するための保護を必要とはしない。技術革新のプロセスはR&D要素論とかプロダクト・サイクル論の対象とされる領域である。

したがって第三に、外国で既に採用されている技術を導入し模倣するための習得過程における保護こそが、幼稚産業保護論の適用されるケースといえよう。その意味で幼稚産業保護論というよりは、移植産業保護育成論と呼んだ方が、より適確であろう。外国技術の移植であるから、自国と外国とで同一生産函数を仮定するのが正当だということにもなる。

- (1) Alexander Hamilton, *Report on Manufactures*, 1791, reprinted in Samuel McKee, ed., *Alexander Hamilton's Papers on Public Credit, Commerce and Finance*, New York, 1957. Friedrich List, *Das Nationale System der Politischen Oekonomie*, 1841. 次を参照。藤井茂『貿易政策』一九六七、第五章、第六章。
- (2) Herbert G. Grubel, "The Anatomy of Classical and Modern Infant Industry Arguments," *Weltwirtschaftliches Archiv*, December 1966.
- (3) 赤松要『世界経済論』国元書房、一九六五、第十章。
- (4) 山本繁綽「保護貿易論にかんする若干の覚書」関西大学経済論集、一九六六・六。山本繁綽「保護貿易論にかんする若干の覚書Ⅲ——幼稚産業保護論について——」経済論集、一九六七・九。藤井茂「幼稚産業保護論の現代的意義——低開発国工業化論との関連において——」アジア経済、一九六七・四。渡辺太郎「幼稚産業保護論における若干の問題」国際経済、第十七号、一九六六。柴田裕「関税政策の諸類型——動態政策——」名古屋大オイコノミカ、第六巻第一号、一九六九。村上敦「幼稚産業保護論の再検討」世界経済評論、一九六九・六。
- (5) 小島清「輸入代替・輸出化成功の条件——プロダクト・サイクル論の批判と展開——」一橋論叢、一九七〇・三。

二 ミルバスタープルの基準

J・S・ミルが、幼稚産業に対する保護はジャスティファイできる唯一のケースであると言明したことによって、幼稚産業保護論は大きな座を占めることになった。そこで先ずミルの説明を、やや長くなるが、そのまま引用しておこう。

「経済学の原理からいって、保護関税が弁護しうる唯一のケースは、もともとその国の事情にまったく適した外国の産業を移植する見込みで一時的に（とくに新興国で）課するときである。ある生産分野における一国の他国に対する優越は、それを早く始めたということだけから生じていることがよくある。どの部門にせよ、固有の優位とか劣位とかいうものはないのであって、あるいは、習得した技術や経験が現在のところ立ちまわっているということだけかもしれない。この技術と経験をいまから習得しなければならぬ国が、その分野にいち早くはいりこんだ国よりも、他の点では、その生産に向いているかもしれない。さらに、どの生産分野でも新しい条件のもとでの試みほど改善を

促進する傾向をもつものはないというのはレー氏の至言である。しかしながら、個人が危険をおかして、あるいは損失を覚悟して新しい工業を導入し、その生産工程に慣熟しているものの水準にまで生産者が育成されるまで、それを維持する重荷を負うということは期待されない。適当な期間続けられる保護関税は、ときとして、このような実験を支持するために国民が税金を払ってもよいいちばん都合の少ない方法であろう。しかし、かんじんなことは、保護は、育成される産業はしばらくのうちにそれがなくてもやっていけるようになる確かな根拠があるようなケースに限られるべきであるということである。国内生産者もまた習得の期間以上に、保護が続けられると期待することを許されるべきではない。⁽¹⁾」

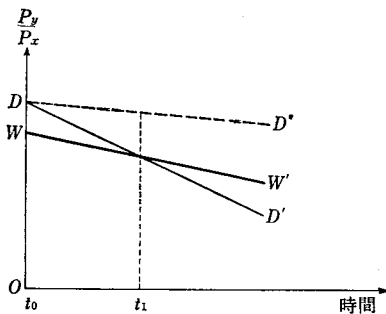
ここでミルが次の三点を考えていたことを指摘しておきたい。すなわち(1)保護が正当化できるのは、外国産業を移植する習得過程に限られ、習得期間が過ぎれば保護は撤廃されるべきである。つまり一時的保護に限られるべきである。(2)移植する産業はもととその国の事情(生産上の諸便益)にまったく適したものであるべきで

ある。(3)習得期間の損失や危険は個人が負担しながらなので、保護関税のごとき社会的(国家的)方策によって、習得を実現すべきである。

ミル以後の展開は、以下に略述するように、(3)の問題に焦点をあて、習得期間の損失と習得完了後の利益の比較、またその間の私的費用と社会的費用の比較といった面を吟味し、この種の損益計算から、保護に値する産業の基準を求めようとしている。これは誤ったアプローチであると私には思われる。むしろ(2)の問題、つまり本来その国が比較優位にあるべき産業は何かを追求すれば、保護に値する産業はおのづから判明するのであり、それは要素賦存比率理論によって解答が与えられるはずであると、私は指摘したのである。(もとより古典学派は要素賦存比率理論を持ってはいなかったのである)。

狭義の幼稚産業保護賛成論の中核は、習得過程の結果、時の経過につれ、被保護産業の生産物の平均費用が世界価格以下に低落することにあると、グルーベルは指摘した後、次の第1図を画いている。⁽²⁾ただし、グルーベルは縦軸に当該財の平均費用をはかっているが、私は他財(x 財)に対する当該財(y 財)の相対価格をはかるこ

第1図



内コストは世界価格と一致し、保護関税なしにやっていると仮定する。この国のY財相対コストが低下すれば、 t_1 時点で国

とする。またグルーベルはDD'線のみを示したが、私はもう一本DD''線を追加しておいた。さて、第1図のWW'線は世界市場での当該Y財の相対価格($\frac{P_Y}{P_X}$)が時間の経過とともに低落することを示している。外国においてX財にくらべてより速い技術進歩がY財において起れば明らかにそうなるし、要素価格比率の変動からこのようなことは生じうる。問題になっている国の初期の相対コストがODであると、 $\frac{WD}{OW}$ の関税率を課して保護すれば、輸入代替生産をスタートさせるに十分である。DD'線にそ

国はX財輸出、Y財輸入からそれと逆のX財輸入、Y財輸出へと、貿易パターンの逆転に成功することになる。

だが問題は、世界相対価格の低落を上回ってより急速に相対コストを遞減しうるY財産業を見出すことである。

DD'線のようにあればよいが、必らずそうなる保証はない。DD''線のようにであると、保護関税により習得過程を始

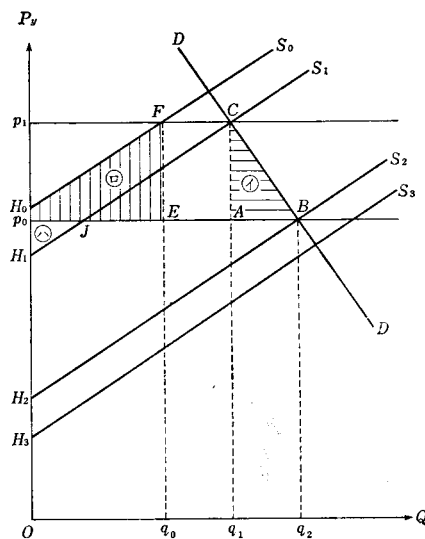
発し促進しても、この国のY財は、世界相対価格よりも益々割高になるばかりである。つまり保護に値しない。実はDD'線になるかそれともDD''線になるかの判定こそ、幼稚産業保護論の核心でなければならぬ。そしてそれへの解答が、前稿で試みたごとく、要素賦存比率理論によって与えられるのである。

ところでバスタープは、「保護によって間違いなく現在時点での損失が生ずるが、新興産業から将来得られる利益がそれを上回るもの」でなければならぬ、という幼稚産業保護正当化の基準を追加した。(3) ケムプはバスタープの趣旨を正確に表現し直し、習得期間中の保護による損失額と将来得られる利益額とを、適切な時間割引率を用いて、いずれも現在価値に直して比較し、後者が前者を上回ることが必要であると、指摘した。(4)

グルーベルは、これまで誰も、右のコストとベネフィットの正確な性格を明示しなかったし、それらを測定する方法を示唆もしなかったと断り、マーシャル流の消費者余剰と生産者余剰による測定方法を提示している。第2図において横軸に問題の産業 y のこの国(新興国)の需給量を、縦軸にその価格をとる。この y 財の国際価格は一定で p_0 である(つまり外国の供給弾力性は無限大である)とする。右下りの DD 線は国内需要曲線、右上りの H_0S_0 線は初期の国内供給曲線である。自由貿易の下では国内生産がゼロであるから、 Oq_2 量が輸入されていた。いま y 財生産をスタートさせるために p_0p_1/Oq_0 に相当する保護関税を輸入に賦課したとする。今や関税込みの国内価格は p_1 に上昇する。 Oq_0 量の国内生産が引あうようになり、他方需要が q_1q_2 だけ減少するので、超過需要 q_0q_1 が輸入されることになる。

さて関税が賦課されたこの第一期の状況を自由貿易の場合と較べた損失と利益はどれだけであろうか。グルーベルは次のように計算する。(ただし彼の説明は明解さを欠くが、批判の対象とするために、敢えて彼の計算方法を述べておきたい。)消費量が q_2 から q_1 へ減少するこ

第2図



とに伴う消費者効用の減少は、面積 q_1q_2BC に等しいが、このうち q_1q_2BA は元来 q_1q_2 量の輸入を支払うために必要とされた資源(生産要素)がこの国経済の他の用途に振向けられることを意味する(他の用途に吸収されないと失業を発生させるが)。したがって面積 ABC (①)と示した面積)だけが消費者余剰の損失となる。

他方生産を Oq_0 量だけ増加させるに必要な資源は面積 Oq_0Fp_1 に等しい。このうち Oq_0Fp_0 は自由貿易の下でも輸入を支払うに必要とされた資源であった。したがっ

て残りの $poEFp_1$ が余分のコストである。しかしこのうち p_1FH_0 は生産者余剰であり、消費者から生産者への所得移転とみなすことができる。結局⑤と示した面積 $poEFH_0$ が、余分の社会的コストとなる。もう一つ輸入される q_0q_1 量について、関税収入分 $EACF$ だけ消費者余剰の減少を来たすわけだが、関税収入は何らかの形で消費者に還元されるものと仮定する。このようにして結局⑤と④の面積の合計 $poHFE+ABC$ が保護に基づく社会的コストであると、グルーベルは計算する。

ところで幼稚産業保護が成功するということは、習得の結果短期供給曲線が S_0 から、 S_1 、 S_2 …へと次第に右へシフトすることである。これら短期供給曲線のエンベロープとして書き出せるのが、第1図の長期供給曲線だと解してよい。したがって問題は S_2 とかさらに S_3 までシフトできる産業であるか（この場合が第1図の DD' 線に対応）、それとも S_1 までぐらいいしかシフトできない産業であるか（第1図の DD'' 線に対応）を識別することではない。

S_1 曲線までシフトした場合は、保護関税の下で輸入代替が完成しこの財の自給化に到達した状況である。 S_2

曲線までシフトすれば世界価格と同じコストで生産できるから、もはや関税による保護は不必要であり、さらに S_3 曲線までシフトすれば、運送費を考慮に入れても、輸出が可能になる。

S_1 曲線にまで進んだ状況を自由貿易と比較した場合の社会的コストはどれだけになるうか。グルーベルとは説明方法を変えて次のようにいった方がよい。消費者余剰の減少は $poBCp_1$ であるのに、生産者余剰は H_1Cp_1 である。差引き計算すると三角形 JBC という消費者余剰の純減少（先の④と⑤の合計に対応するもの）と、三角形 H_1Jp_0 （⑥と示したもの）という生産者余剰の純増加とが残り、この両者の差額として社会的コストが算定できる。

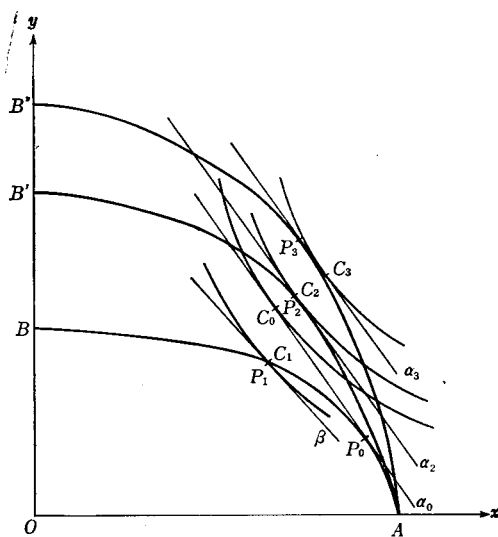
S 曲線がさらに下方へシフトすればする程、④+⑤の消費者余剰純減部分は少なくなり、逆に⑥の生産者余剰の純増分は大きくなり、差引き社会的ベネフィットが得られるように転じよう。 S_2 曲線にまで進んだ状況では自由貿易にくらべ、消費者余剰はいさかも減少せず、三角形 $poBH_2$ という生産者余剰だけが生ずることになる。右のように算定した社会的コストを C で、社会的ベネ

$$\begin{aligned} & \text{フィットを } G \text{ であらわし、将来時点でのコストおよびベ} \\ & \text{ネフィットの現在価値を求めるための割引率を } r \text{ とする} \\ & \text{と、ロスとゲインを次のように比較することができ、右} \\ & \text{辺の方が大なることがバステーブルのテストだとされる。} \\ & \frac{C_1}{(1+r)} + \frac{C_2}{(1+r)^2} + \dots + \frac{C_n}{(1+r)^n} < \frac{G_{n+1}}{(1+r)^{n+1}} + \frac{G_{n+2}}{(1+r)^{n+2}} \\ & + \dots + \frac{G_{n+m}}{(1+r)^{n+m}} \end{aligned}$$

以上がグループによる社会的損益の計算方法の概要である。いくつかの疑問を懐かざるをえない。第一に、グループの試みたような消費者余剰と生産者余剰の差引計算が部分均衡分析でよく用いられるのであるが、それは正しくないかもしれない。消費者余剰は本来効用のタムで測られるものであるのに、生産者余剰は貨幣額ないし資源（生産要素）で測った利潤であろう。そうだとすると、そのようなお互に異質的なものが相互に比較され差引計算ができるときめこむわけにはいかないのである。

第二に、一財に関する部分均衡分析では結局不十分であり、完全雇用を保つような資源の再配分、一方財での

第3図



消費者余剰の減少と他方財でのその増加などを考慮に入れるには、一般均衡分析に立戻らねば正しい解答は得られない。それは第3図のように示しうる。AB曲線は初期における、生産資源（例えば労働と資本）完全雇用の下での $x \cdot y$ 二財の生産代替曲線（トランスフォーメーション・カーブともいわれる）である。自由貿易下では、 α_0 線で示される相対価格 P_0/P_x （＝交易条件）のもとで、生産は P_0 点、消費は C_0 点で行なわれ、したがって x 財を

輸出し、 y 財を輸入していたものとする。

いま y 財に保護関税が課せられ、国内価格比率が β 線 (y 財の方が関税により国際価格よりも割高になるから、 β 線は α 線より傾線がゆるやか) にまで変化し、生産は P_1 点、消費はそれと同じ C_1 点で行なわれるようになったとしよう。これが従来の生産函数の下での保護による自給達成である。 $P_1 \parallel C_1$ 点は AB 生産代替曲線上に位置し、そこで国内価格比率線 β に社会的無差別曲線の一つが接している。しかしこの無差別曲線は自由貿易下の C_0 点における無差別曲線よりもより低いウエルファアをもつ。このギャップが保護による社会的コストに外ならない。

さて、 y 産業における習得によるより優れた生産函数への移行が十分に大きいと、生産代替曲線は AB'' のようになり、前と同じ世界価格比率 α_3 線の下で、この国は P_3 点で生産し、 C_3 点で消費するので、 x 財を輸入し、 y 財を輸出するように、貿易パターンの逆転を達成できる。また C_3 点での社会的無差別曲線は初期自由貿易下の C_0 点でのそれにくらべ、より高い社会的ウエルファアを達成させる。このウエルファアの向上というベネフィットと、先の保護によるウエルファアの低下というコストとが比

較されるべきだということになる。

ところで y 産業の輸出化、貿易パターンの逆転にまで至らなくても、大なり小なり y 産業でより優れた生産函数への移行が実現される限り、初期自由貿易下にくらべ、この国のウエルファアの向上がもたれることが注意されねばならない。例えば AB' 生産代替曲線が実現すれば、従来と同じ α_2 世界価格比率の下で、この国は生産を P_2 点、消費をそれと同じ C_2 点で行ない、自由貿易下で自給を達成でき、ウエルファアを高めうる。したがって保護が必要であり(それについて後述のように疑問が残されるが)それに社会的コストがかかるという点を一応無視するならば、より優れた生産方法を習得し導入するということは、輸出化、貿易パターン逆転に成功するか否かにかかわらず、この国にとって有利であるということになる。⁽⁹⁾

もとより保護関税というディストーションに基づく社会的コスト(C_0 点にくらべ C_1 点ではウエルファアが減少している分)を無視するわけにはいかない。この損失を上回るほどのウエルファアのゲイン(C_0 点にくらべ C_2 点とか C_3 点においてウエルファアが高まっている分)がな

ければならない（いづれも現在価値に引直してみても）という点を強調するのが、ミルリバステープル・ケンプのテストであった。だが第一に、既にコメントが提起されているように、損失をこうむる保護期間は一時的であり有限であるのに、利益の得られる期間は永続的であると考えてよいのではあるまいか。そうであるとすると、 C_3 点に至った場合はもちろんであるが、 C_2 点のごとき保護なしに世界価格でやっていける状態になった場合には、たとえ C_0 点にくらべてのウェルフェア向上がごく僅かのようにみえても、必ずやネット・ゲインがあると判断してよいのではあるまいか。従って、われわれの課題としていえるような、より進んだ生産方法を導入する移植産業保護育成の場合においては、必ずや生産可能曲線の拡大が伴うのであるから、ミルリバステープル・ケンプのテストにこだわることなく、保護なしに輸入代替、自給化ができるようになる産業は育成に値する、という基準を設けてよいのではあるまいか。つまり、ミルリバステープル・ケンプ・テストの指摘する保護期間の損失は無視してよいのではあるまいか。

第二に、後にもっと詳しく説明することであるが、移

植産業の育成のためには、保護関税は有効でもないし必ずしも必要ではない。必要とされる資本設備、技術、経営能力、熟練労働といったものを援助し、より大きな市場を供与することの方が、より適切かつ有効であり、そうであれば関税によるディスティーションは不要となる。つまり移植産業の育成期間に社会的損失をもたらさざるをえないという必然性は存在しないのである。

以上は幼稚産業保護の社会的コスト・ベネフィットの比較評価に関するコメントであるが、それは私にとってはいわばわき道であり、いかなる産業が幼稚産業として保護に値するかを見出すという本来の課題に対しては、フルートレスな議論である⁽¹⁰⁾と断定せざるをえない。けだし、優れた生産函数への移行が可能限り保護すべきであり、その移行がより大きいものを優先すべきという解答を得るにとどまるからである。それは当然のことであり、それ以上でない。問わるべきは、いかなる条件を整えた新興国ならどのような産業において輸入代替―輸出化が成功できるかということではない。それに答えるには要素賦存比率理論に立戻らねばならないのである。

以上のコメントは本来の課題に答えるにはフルートレスであったが、次の一点で有意義であった。すなわち、一産業に関する幼稚産業保護の社会的コスト・ベネフィットの部分均衡論的比較衡量は、幼稚産業保護論への誤った無意味な接近方法である⁽¹¹⁾ということが明白になったことである。

要するに、幼稚産業選定のミルリバステール基準の根本的欠陥は、一産業に関する部分均衡分析に堕したことにある。ミルが最初に提起した、移植したならば比較優位をもつであろう産業の発見という問題に立帰るべきである⁽¹²⁾。それに答えるものは、現在のわれわれの知識の範囲では、要素賦存比率理論を措いて外にない。R & D要素論とかプロダクト・サイクル論も、ミルリバステール・テストと同様に、部分均衡分析に陥っており、この課題に十分に答える接近法ではない。これらの点は前稿で指摘したとおりである。

前稿で明確にした、要素賦存比率理論に基づく幼稚産業として保護に値する産業の選定基準の核心は、次の一点にある。対象とする新興産業 γ について先進国で進行している技術革新が、先進国または当該低開発国のいず

れかにとって、低開発国の従来の輸出産業 x におけるよりも、 γ 産業をより労働集約的なものにするならば、そのような技術革新の移植は、必ずや γ 産業を当該低開発国の比較優位産業たらしめるということである。換言すれば、要素賦存比率 $K-L$ で示される発展段階と、産業ごとの資本集約度との関係という制約こそ、幼稚産業選定の基準であり、それを無視しては何ごともいえないということである。この基本からもっといくつかの実践的基準が導かれうるのであるが、前稿で詳論したので、ここでは省略しておく。

もとより要素賦存比率理論を幼稚産業選定基準として適用するには、克服しなければならないいくつかの困難が残されている。第一に要素集約度⁽¹³⁾非逆転が十分に実証されねばならない。第二に、多数国、多数財、多数生産要素に拡大した場合の比較優位決定のもっと実践的なベンディな基準が案出されねばならない。このような困難があるにもかかわらず、発展さすべき基本的接近法は要素賦存比率理論であると確信されてならない。

(11) John S. Mill, *The Principles of Political Economy*, Ashley's ed., 1848, p. 922. 渡辺太郎氏が前掲論文、二三

- 六ページに示された訳を借用した(ただし一部分修正)。
- (2) Herbert G. Grubel, *op. cit.*, pp. 327—328.
- (3) C. F. Bastable, *The Theory of International Trade*, 4th ed., London, 1903, pp. 139—140. *Ditto*, *The Commerce of Nations* (1891), 9th ed., revised by T. E. Gregory, London, 1923, p. 142.
- (4) Murray C. Kemp, *The Pure Theory of International Trade*, Prentice-Hall, 1964, p. 186. Originally, "The Mill-Bastable Infant-Industry Dogma," *Journal of Political Economy*, February 1960.
- (5) Herbert G. Grubel, *op. cit.*, pp. 330—332. シルヘルとは多分独立に、山本繁緯「前掲経済論集」一九六七・九が同様な方法を提示している。
- (6) この式に従ってケインの方がロスを上回りうるかどうかについて、論者の間に若干の見解の相違がみられる——私にとっては以下に示すように、余り重要ではない問題であるが。
- 先ず山本繁緯氏(前掲経済論集、一九六七・九、三七ページ)は次のようにミル・バスター・テストはバスしない場合があると悲観的である。すなわち、 $(1+x)$ は常に零より大であるが1より小さな数であるので、式の右辺は一定の値に収束し、右辺が左辺より常に大になるとはいえない。
- これに対し柴田裕氏(前掲論文、一九ページ)は樂觀的

である。その根拠は、ロスが漸減するのみならず、ロスを生ずる期間には有限であるのに、ゲインに転じてからの期間には極めて長いこと、および割引率 r はかなり低いことである。柴田氏は P. Bardhan, "External Economies, Economic Development, and the Theory of Protection," *Oxford Economic Papers*, March 1964, p. 44 note 1 が同様に樂觀視していることを指摘している。

村上敦氏（前掲論文二二ページ）は次のように指摘している。「成程、国内生産の平均費用が一旦世界価格以下に低下した後再び上昇に転じるとすれば、得られる利益には限界があり、またそれを現在価値に引き直す限り利益の合計値は一定の値に収斂する。しかしながら、そこへいく過程においてテストの有効期間を長くすればとる程、利益の総額が大きくなることは事実であり、これと対比される保護による損失が保護期間という一定のタイム・リミットに限って計上されるものであることを考慮すれば、このテストに合格する産業の数がテスト有効期間の長期化につれて増加する傾向をもつことは否定できないであろう。」村上氏がこれによって真に指摘したいというのは次の点である。ことが注意されねばならない。すなわち「問題とするタイム・ホライズン」の長短によって幼稚産業の数が増減する事実は、タイム・ホライズンの決定が恣意的であることと関連して、これまた、ミルIIバスタープルのテストの意味を大きくそこなうものである。」つまりミルIIバスタープル

のテストは幼稚産業の選定基準として有効でないことの論拠としてゐるのである。

(7) 次を参照。山本繁緯「関税のコストにかんする覚書」関西大学経済論集、一九六九・八。

(8) 消費者余剰は、効用(それが序数的なものであつても)の可測性と、貨幣の限界効用一定を仮定すれば、既述のようにはかりうる。そして同じく貨幣の限界効用一定を仮定して生産者余剰と差引計算できるという考え方も一応成立しえよう。だがそれはあくまで部分均衡分析のための近似的、便宜的手段にすぎないのであらう。問題はその点だけに限られるのではない。当該産業の縮小ないし拡大につれて一国資源の再配分を必要とするが、完全雇用が保証されるか、再配分に伴う所得変化、消費支出変化などの一連の関連がすべて考慮にいれられねばならないのである。

(9) 代替曲線が第3図のように拡張すれば保護の利益が存在することはハーバラーが指摘している。Gottfried Haberler, "Some Problems in Pure Theory of International Trade," *Economic Journal*, June 1950, Fig. 4. 外国でも γ 産業の技術進歩が行なわれているので世界価格比率が γ 産業に不利化し、この国は γ 産業での生産性改善にもかかわらず、社会的ウェルフェアの低下を生ずることもありうる。つまり一種の窮乏化成長が発生しないとも限らない。

(10) 幼稚産業保護関税の社会的コスト・ベネフィットの比

較というテストは、現実へ適用することがきわめて困難であり、いまだ厳密に試みられたこともない、という点も指摘しておくべきであらう。

(11) 山本繁緯氏が(前掲経済論集一九六七・九、三八ページ)次のように指摘されていることは興味深い。「保護期の損失の大きい産業ほど自由貿易後の利益が大きい。一般に内部経済とくに規模の経済による生産費の低下は装置産業すなわち固定費用の大きい産業ほど著しい。そうした産業では初期の生産費が高いかわりに、将来の生産費の低下も大きい。もし、このことが多くの産業についていえるとすれば、幼稚産業選定にかんするミル・パスティーブルのテストは余り重要性を持たなくなるであらう。」つまり比較劣位の著しい資本集約財でも、比較劣位の少ない労働集約財でも、ゲインとロスの純差額は余り相違しなくなるから、ミル・パスティーブル・テストによれば、どれも保護すべしということになる。これでは幼稚産業選定基準としては役に立たないというのである。

山本氏の右の指摘と関連して、村上氏(前掲論文二五ページ)は次のような基準を提供している。「(1)保護期間中の損失と将来の利益を比較する場合、時間の長短に関連して後者よりも前者を予測することが相対的により容易であり、より確実である点に鑑み、保護期間中の損失の小さい産業、したがって、現在の比較劣位がより小さく、かつ保護の開始から保護を要しなくなるまでの期間がより短い産

業がまず選択されるべきこと、(2)、同じく時間的観点からみて、将来得られるとみられる利益(適当な社会的時間割引率で現在価値に引き直した)が最も早い時点で保護期間中の損失(これも現在価値で評価して)に等しくなる産業(もとよりそれ以後は利益が損失を上回るとして)が優先されるべきこと。」これは幼稚産業選定の優れた実際の基準のようにみえる。だがそのような条件をみたす産業は何であるかは依然として不明のままである。それに答えるには、われわれの主張するように、要素賦存比率理論に立戻らねばならないのである。

(12) 「われわれはいろいろな代替的用途に対する投資の比較優位を考慮すべきだということに外ならない」というミンターの結論が注目される。H. Myint, "International Trade and the Developing Countries," Paul A. Samuelson, ed., *International Economic Relations*, Macmillan, London, 1969, p. 22.

(13) 次を参照。Hal B. Lary, *Imports of Manufactures from Less Developed Countries*, National Bureau of Economic Research, New York, 1968. 小島清「工業国の輸出構造——要素賦存理論の実証——」世界経済評論、一九六八・一一。

三 広義の幼稚産業保護論

幼稚産業選定基準として、ケムプは、習得過程の内部経済と外部経済という問題を導入した。⁽¹⁾これは対象とする産業における平均費用低下の原因にかかわる問題である。ケムプは、企業に内部的な習得過程と企業に外部的な習得過程とを区別する。内部的というのは、現実に生産を行なう企業が、知識や経験を学んで利益を得る場合、その知識や経験がその企業にのみ利用できる性質のものである場合である。だがその知識や経験が私有されず、新しい参入者によって享受され、自由財化されるものであるならば、外部的である。

第一に、習得過程が企業にとって内部の場合には、後発企業は競争可能な生産費で参入することが困難である。そうならば、ミルバステープル・テストに合格していることを前提としてであるが、先発企業は保護なしに習得を行ないその期間中損失をこうむっても、将来この損失を補償して余りある利益をうることができる。⁽²⁾したがって保護は必要とされないであらう。

第二に、習得過程が企業に外部的である場合には、せっかく先発企業が知識や経験を習得し開発しても、それは後発企業によって模倣される。市場は競争的となり、

市場価格はコストと等しくなり、先発企業は習得期間中の損失を取返すことができない。したがって先発企業が敢えて投資を企てるよう、先発企業の習得期間中の損失を補償するだけの政府による保護が必要とされる。また幼稚産業保護はこのような場合だけに限るべきであるというのが、ケムプの結論である。

このようなケムプの追加的基準に対し若干の疑問を懐かざるをえない。

第一に、ケムプ基準はミルリバステープル・テストの延長ないし追加であって、依然として一産業の損益計算の視点に立っている。そうである限り、前節で明らかにしたように、幼稚産業選定論としては無効である。習得過程が内部的であるか外部的であるかに拘らず、習得すること、そしてより優れた生産函数へ移行することは国民経済的に利益である(第3図を想起されよ)。それだけでは保護に値する幼稚産業の選定ということには役立たないのである。

第二に、ケムプの習得過程が企業に内部的な場合の指摘はもっと広汎な関税保護不用論に発展する問題である。だがこのケムプの主張は厳しすぎるとのコメントが出さ

れている。⁽⁴⁾ 一つは、将来の利益がいかにも大きくても、当初に高い習得費用や大規模な投資がいるとすると、企業の自己資金では到底重荷に堪えられない(この議論は、金融的補助を考えよという、議論に連なる)というのである。もう一つは、内部経済であるなら独占に至る、したがって保護は不必要という考えがケムプの中にひそんでいる。しかしそうならば、先進国で既にこの産業は独占的に運営されているわけで、新興国がそれと保護なしに競争できるようになるはずがない。この議論は後に私の主張する合意的国際分業再編成といった解決を必要としてこよう。

第三に、習得過程が企業に外部的な場合という議論は、幼稚産業保護論をすぐ後に検討する外部経済保護論に、そして幼稚経済保護論に転換させてしまう。外部経済の状況は、生産要素賦存比率 $E-L$ で代表されるような発展段階概念の中に含まれているものと解すべきであろう。そういう発展段階の制約の下で、各産業の資本集約度を考慮して、幼稚産業を選定することこそ、本来の課題でなければならぬ。

事実、ミルリバステープル・テストの対象とした狭義

の幼稚産業保護論から、近代的といわれる広義の幼稚産業保護論へ、議論は大幅に拡張されてきている。⁽⁵⁾ 結論は低開発国の工業化促進のため工業保護を正当化しようとすることになるが、大別すると、外部経済効果創出産業を保護すべしという立論（これがケムプの基準と連なる）と、規模経済論に立脚するものがある。

外部経済創出産業を保護すべしという議論の代表として、チェネリーとハーシュマンが挙げられる。投資には相互依存関係があるので、一つの投資プロジェクトが他の投資を有利にするという動態的な外部経済が存在する。二つの関連ある産業、例えば鉄鋼業と金属加工業とを取上げてみよう。従来は金属加工業の用いる鉄鋼は輸入されていたとする。いま進んだ技術を移植すれば鉄鋼業が国内で採算がとれるものとする。この際従来の鉄鋼輸入量を鉄鋼工場の規模の目やすとするならば、それは過小投資に陥る。ただし国内生産による鉄鋼のコスト低下が、金属加工業での鉄鋼需要を増大させるからである。⁽⁶⁾ 金属製品が鉄鋼生産に投入されるという関係もある。だからお互いに協調して同時に最適規模の投資をするならば、お互いにコストを低め得るし、お互いに外部経済を創出しあ

うということになる。これは主に垂直的な外部経済である。

もう一つは有名なハーシュマンの「投資の連関効果論」であるが、これも垂直的外部経済に着目する議論である。ある産業の確立が、その産業が必要とする投入物を国内生産によって供給しようとする企業努力を誘発するのが、後方連関効果 *backward linkage effects* であり、逆に、ある産業の確立が、その産出物を投入物として利用する次々の経済活動を誘発するという前方連関効果 *forward linkage effects* とがある。前方または後方関連産業の投資を誘引する刺激効果分だけ、最初の投資において投資の私的報酬率と社会的報酬率の乖離が生ずるので、最初の投資に対する保護が必要とされるというのである。⁽⁷⁾

いずれにしても外部経済を創出する産業（あるいは企業）を、また外部経済創出が大きいものを優先して、保護すべしという結論になる。鉄鋼業のごとき基幹産業があげられよう。だが外部経済の原因が、企業者や労働の熟練習得とか投入物のコストといった供給側から生れるのか、それとも相互に市場を提供し拡大しあうことにな

るという需要側から生れるのかについての究明は十分に
 行なわれていない。後者ならば、ハーシュマンの不均衡
 成長論と対比されるヌルクセの均衡成長論⁽⁸⁾も除外される
 理由はなくなる。前者が外部経済の垂直的伝播を重視す
 るのに、後者はその水平的伝播を重視することになるか
 らである。またそうである以上、いかなる産業も、供給
 側と需要側のいずれかまたはその双方において、大なり
 小なり外部経済を創出するのであるから、すべての産業
 を保護すべきだという、いわゆる幼稚経済保護論にまで
 発展せざるをえない⁽¹⁰⁾。

このような外部経済保護論を幼稚産業保護論の延長と
 して正当化することは無理なように思われる。幼稚産業
 保護論が「幼稚」と形容詞を付されるゆえんは、その基
 本的性格として、保護を必要とするのはあくまで一時的
 temporalであり、保護期間を過ぎれば保護なしにひと
 りだちで外国の競争に打ちかちうること、従って自由
 貿易に戻りうる潜在的比較優位産業を発見し育成するこ
 とでなければならない。あくまで国際分業オリエンテー
 ドである。ところが外部経済保護論はそうではなく永続
 的 permanent 保護を必要とするおそれが多い。第一に、

外部経済創出効果の最も大きい産業（たとえば鉄鋼業）
 を優先的に保護すべしという基準は、潜在的（幼稚）比
 較優位産業という基準とは全く別であり、両者は対立す
 る場合が多いであろう。後者の基準に反するならば、永
 続的保護を必要とする。第二に、すべての産業、とくに
 すべての工業を保護せよという幼稚経済保護論は、特定
 の一時的保護育成に値する潜在的比較優位産業を選定す
 るという本来の課題を放棄している。のみならず、すべ
 ての産業を保護することはすべての産業を保護しないに
 等しい。この点是有効保護率の分析によって明白にされ
 つつある。保護は選択的、差別的であることによって意
 味をもち効果を発揮する。すべての産業を保護すれば、
 お互にコストを割高にしあい、経済全体が非効率な割高
 コスト経済に陥るだけである。したがって保護は一時的
 で終るわけではなく永続化せざるをえない。

結局、外部経済保護論は、かりにそれがそれなりに正
 当な理由をもつとしても、幼稚産業保護論とは質的に異
 なるものであり、むしろ相互に対立する保護論だと解し
 たい。すでに述べたように、外部経済の豊富・稀少は、
 要素賦存比率 K/L で代表される発展段階という概念の

中に含みこまれている要素であり、そういう所与の発展段階という制約の下に、各産業の資本集約度を考慮して、潜在的比較優位産業を選別し育成することが、幼稚産業保護論の本来の課題である。これに対して外部経済保護論は、発展段階自体をなんらかの方策で高めえないかを考究しているのだと解したい。このような区別が、赤松博士の、雁行形態の基本型（能率化）と変型（多様化）という二つの問題意識に対応することはいうまでもない。だがもとより私は幼稚経済保護論に賛成するものではない。発展段階を高める根源は、物的資本設備だけでなく技術、熟練、経営管理能力などを含めた広義の資本を蓄積することにある。そして到達した資本・労働賦存比率に適応した幼稚移植産業を選び順次育成していくべきである。そのような資本蓄積にも、適格幼稚移植産業の選定育成にも、幼稚経済保護は有効に役立つとは思われないのである。

もう一つ、規模経済論に立脚する広義の幼稚産業保護論が展開されている。これについては特惠関税と関連させて、節をあらためて吟味したい。

(1) M. C. Kemp, "The Mill-Bastable Infant-Industry

- Dogma," *Journal of Political Economy*, February 1960.
 Dito, *The Pure Theory of International Trade*, Chap. 12.
- (2) 労働者の熟練習得についても同様に、将来の、熟練による高賃金を期待するものは習得期間中低賃金に甘んじ、熟練習得に要する費用を自ら負担するであろうことが、ハーバート・グーベルに指摘されている。Herbert G. Grubel, *op. cit.*, p. 329.
- (3) Robert E. Baldwin, "The Case Against Infant-Industry Tariff Protection," *Journal of Political Economy*, May/June, 1969.
- (4) 渡辺太郎、前掲論文、二三八—二四〇ページ。
 山本繁緯、経済論集、一九六七・九、四一—二ページ。
- (5) Herbert G. Grubel, *op. cit.*, pp. 333—337.
- (6) Hollis B. Chenery, "The Interdependence of Investment Decisions," in *The Allocation of Economic Resources*, Essays in Honor of Francis Bernard Haley, by Moses Abramovitz et al., Stanford, 1959.
- (7) A. O. Hirschman, *The Strategy of Economic Development*, New Haven, 1958. 麻田四郎訳『経済発展の戦略』巖松堂、一九六一、一七四ページ。
- (8) Ragnar Nurkse, *Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries*, Oxford, 1953. 土屋六郎訳『後進諸国の資本形成』巖松堂、一九六六。

(9) H. Myint, "Infant Industry Arguments for Assistance to Industries in the Setting of Dynamic Trade Theory," Roy Harrod and D. Hague, ed., *International Trade in a Developing World*, Macmillan, 1963.

(10) Pranab Bardhan, "External Economies, Economic Development, and the Theory of Protection," *Oxford Economic Papers*, March 1964, p. 43.

(11) Hollis B. Chenery, "Comparative Advantage and Development Policy," in *Surveys of Economic Theory*, Vol. II, *Growth and Development*, Macmillan, 1966. 比較生産費マインデッドな接近法と「スルクセ」ハーシマンなどの成長論的接近法の融和という視点から論及している。またミントは次のように述べている。「真の相違は次の点にある。一方、輸出志向的政策は、それが一次産品であるか工業品であるかを問わず、輸出市場向けの選ばれた生産に、資源を特化させることを優先させるのに、他方、輸入代替政策は、工業消費財への国内需要パターンに適應するように、資源の多様化をはかることを優先させるのである。そしてミントは、すべての工業を保護しようとする幼稚経済論の無効性を鋭く突くところ。H. Myint, "International Trade and Developing Countries," *op. cit.*, p. 21.

四 特惠関税のジャスティフィケーション

一九六四年第一回国連貿易開発会議へ提出されたいわゆるプレビッシュ報告は、低開発国からの製品・半製品輸入に対しすべての先進国は特惠関税待遇を供与すべしといふ新貿易政策を提起した。そしてプレビッシュは、この「一般的特惠を幼稚産業保護論の論理的延長として正当化している。果してそれが妥当であろうか。

プレビッシュ報告は次のように述べている。「低開発国の輸出品に対する特惠待遇を支持するゆえんは、低開発国産業が初期の割高コストのため輸出市場で遭遇する諸困難を克服するのにそれが役立つからである。特惠待遇は一時的措置であり、低開発国産業により大きな市場が開放されることにより、そのコストが低下し、特惠を続ける必要なしに世界市場で競争できるようにさせるのである。」

「したがって特惠支持論は、幼稚産業保護論の論理的延長である。幼稚産業が長期的にみて高能率に達する見込をもつ限り、そういう産業を国家的に保護することの正当性は、経済学者の間で異論のさしはさまれないものになっている。」

「それらの産業が能率的になるためには、より大きな

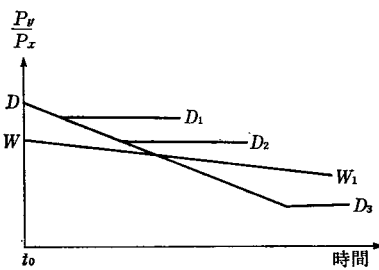
市場をもたねばならない。そうでなければ小量生産と割高コストという悪循環を打ち破ることができない。より大きな市場は他の低開発国のみならず先進諸国で開発されねばならない。だが幼稚産業が割高コストの故に国内市場でも保護を必要とするのであれば、幼稚産業は、先進国であれ低開発国であれ外国市場において、特惠待遇という形で、より一層の保護を必要とすることは明らかである。⁽¹⁾

こうして、(a) 先進諸国は低開発国品に特惠待遇を与えること、(b) 低開発国はお互に他の低開発国からの輸入品に対し特惠待遇を与えること、が提案されている。

右の引用から明らかなように、低開発国での生産費の低下が、市場の拡大、規模経済の実現に依存していると解釈し、コスト低下が実現するまで一時的な保護(生産国での保護措置プラス外国の特惠供与)を考えよという点で、幼稚産業保護論の論理的延長だといえるのである。

プレビッシュの主張の核心が規模経済論にあるとして、グルーベルは第4図のような興味ある説明を与えている。⁽²⁾それは第1図を若干修正したものであり、国内市場のみ

第4図



を求めてにした場合の平均費用は DD_1 線となるにすぎず、世界価格より割高にとどまる。他の低開発国市場をも目あてにすると規模経済が増大して DD_2 線のようになるうし、さらに先進国市場へも輸出ができるようになれば DD_3 線

に達し、世界価格より割安になりうるというのである。だがここで予め注意しておかねばならないのは、幼稚産業保護論が先ず解答を出さねばならぬことは、図示の DD_3 線のように世界価格を下回るようになる産業であるか、それとも規模の経済が得られても結局世界価格を下回らない産業であるかを識別することではなければならない。

ところで、プレビッシュが規模経済論に立脚して幼稚産業保護論を、そして特惠待遇を、正当化しているとしたら、第一に、ミルリバス・ステープル・ケムプのテストといった狭義の幼稚産業保護論の視点からは、直ちには是

認できないということになる。けだし規模経済が産業(ないし企業)にとって、内部的なものなら、幼稚期間の損失を成長後自ら取戻することができるので、保護の必要はない。独占や寡占に至ることも可能である。ケムプ流に言えば、規模経済が外部的な場合にのみ保護が是認されることになる。しかしそれは既に明らかにしたように、投資と需要の相互依存関係といった幼稚経済論に発展せざるをえないのである。

実はプレビッシュの特恵待遇論は、狭義(本来)の幼稚産業保護論に立脚するものではなく、もっと広義の幼稚産業保護論であることに注目されねばならない。現在、低開発国の輸入代替は行きづまり過保護に陥りつつある。そういう内向き inward-looking の工業化から、もっと外向き outward-looking な工業化、つまり輸出志向的工業化に進進せねばならない。その促進策の重要な柱として特恵を要請しているのである。⁽³⁾したがってプレビッシュ論は既述の幼稚経済保護論とかなり近いが、あくまで国際分業マイナデッドである点において異なるといえよう。

このようにプレビッシュの要請は、低開発国での広義

の幼稚産業開発可能性を強い論拠としているが、その可能性は十分に証明されてはいない。むしろ現状では、無理な過保護の輸入代替政策が原材料、中間財を割高にし本来潜在的比較優位産業であるべきものの国際競争力を圧殺しており、これとインフレーションと通貨の過大評価とが輸出志向的工業化を不可能にしている。こういう過保護の輸入代替政策がやめられ、為替相場の切下げの調整が先ずもって断行さるべきであろう。

第二に、幼稚産業保護論と共通するのは、規模経済が実現するまでの一時的特恵であり、その段階を過ぎれば自由貿易に復帰すると期待している点である。それ故に特恵はたとえば十年というように期間を限って与えよとプレビッシュは要請している。⁽⁴⁾だが果して一時的特恵で終るのであるか。事実上永続的特恵になる懸念が大きい(幼稚産業保護関税の場合も往々にしてそうなるが)。特恵を有期で終らせる方法としては次のものが考えられる。a、特恵をタリフ・クォータとかシーリング方式によって供与する場合、低開発国からの輸入がクォータないしシーリングに達した時に特恵をやめる。これは幼稚輸出の特恵による優遇促進という考え方に基づいている。

b、先進国で最惠国(MFN)関税が引けないし撤廃され、特惠マージンがなくなる場合(アドバンスト方式)。この場合には、対低開発国特惠供与が世界的自由貿易化への促進剤になるという役割を果たす。われわれはこれを望ましいものと考え、そのためには特惠を正当化する別の論理が必要とされるのである。

第三に、狭義の幼稚産業保護論の視点からみれば、潜在的比較優位産業のみを選んで保護すべきだという選択的性格が要求される。ところがプレビッシュは、すべての先進国がすべての低開発国品に特惠を与えるという一般の特恵を要請している。プレビッシュは、特惠を受けるに値する国とか産業の個別的選択は困難とし、一般の特恵の下で、企業のイニシヤチブ、市場メカニズムに従って、潜在的比較優位産業が選ばれ成長することを期待している。⁽⁵⁾この意味でも幼稚経済保護論に近いのである。

しかしながら、一定期間一定の率で特惠マージンをどの工業品にも与えよという特惠要請は、低開発国の幼稚産業の成長可能性によってではなく、先進国が自国の既存産業に与えている保護の水準によって特惠が与えられるべきだと要請していることになる。従ってまた、先進国が最高の保護障壁を設けている産業を低開発国が起すという刺激を特惠が与えることになる。この意味でも狭義の幼稚産業保護論とは異なるのである。これはハリ

ー・ジョンソンが明確に指摘しているところである。⁽⁶⁾

第四に、同じくハリー・ジョンソンの指摘するところであるが、幼稚産業保護論では、新産業が世界価格より割高である分は一種の「社会的投資」だとみて、これをその国の消費者が支払うものとした。つまり同一国内での消費者から生産者への所得のトランスファーによって、長期的には有利となる産業を起こそうとした。特惠賛成論では、先進国の消費者(ないし納税者)が低開発国の生産者に所得をトランスファーすることになる。市場の拡大が産業を成長させ世界競争に耐えうるものにするというのであれば、本来は特惠でなく、生産者への補助金が勧告されるべきである。

いずれにしても、一般の特恵というプレビッシュの要請は、狭義の幼稚産業保護論とは大きくかけ離れており、その単純な論理的延長とは解することができない。一般の特恵正当化のためにはもっと別の論理がなければなら

らない。実はそういうものとして、プレビッシュ報告の全体を貫いている「国際分業の再編成」という主張がある。そしてそれを正当化の正しい論理として取上げたのがジョンソンであるといえるのである。

プレビッシュ報告に見出される国際分業再編成の論理、つまり彼のいう new international division of labour 建設の論理は、およそ次の通りである。⁽⁶⁾

(一) 低開発国は単純な製品や初歩的技術の製品だけの輸出にとどまるのではなく、先進国の進んだ技術を移植して比較優位をもちうる新しい種類の製品の輸出を目ざすべきである。たしかに低開発国は資本の不足、技術密度 technological density、熟練労働、外部経済などにおいて先進国と大きな格差をもつが、中には低開発国で容易に短期間にとりいれうるものがあるし、その自然資源や低賃金労働の利点を生かすものがある。そういった潜在的比較優位工業の輸出化を実現すべきであるというのである。これはまさにプロダクト・サイクル論のいう技術格差貿易から低賃金貿易への移行を成功させるという問題に外ならない。したがって特恵などは、先進技術の移植のための一種のコストであり、その移植が成功

するまで一時的に必要なことになる。

(二) 先進国側は、高い資本形成能力、巨大な技術密度を最大限に活かし、より資本集約的なより sophisticated な工業に高度化し、その所得水準をより一層引き上げるべきである。このためには低開発国に任かすべき産業を縮小し、先進国の資本蓄積、技術密度をよりよく活用しうる産業を拡大するよう、構造調整 structural changes を促進すべきである。輸入制限方策によって前者の産業の縮小を妨げるべきではない。これが「工業品に関する国際分業問題の明確な展望である。」

(三) 低開発国の低賃金貿易の成功は先進国の資本集約財、高技術密度財への需要を増す。ダイナミックな需要に応ずる先進国でのこの種産業の拡大は、それが必要とする各種中間製品のうち低開発国に適するものも多数あり、低開発国からのこの種補完財の輸出を誘発する。こういった先進国、低開発国双方の利益、相互発展に役立つ「新しい形の特化と交換」の機会が作り出されるべきである。⁽⁷⁾

結局、低開発国の発展段階、要素賦存比率に適した移植産業育成論(幼稚産業保護論というよりこの方が適確

であり誤解を招かない」と、先進国の構造調整という二本の柱によって、プレビッシュの国際分業再編成論が組立てられていると、解することができよう。

ジョンソンは、一般特惠は幼稚産業保護論の論理的延長ではありえないとする。プレビッシュが幼稚産業保護論を装ったのは、ガットの幼稚産業保護に関する例外規定をうまく利用できるからであり、それ以上の意味はないから、まともに幼稚産業保護論の延長かどうかを検討する必要はないとい切っている⁽¹⁰⁾。

ジョンソンは、特惠を与える態度ないしねらいに(a)地域化 regionalization をねらう保護主義に立脚するものと、(b)世界資源の最善利用に近づくための世界分業の再編成をねらう自由貿易主義に立脚するものとの二つがあり、それに応じて特惠供与品目、特惠期間といったものの選び方も異なることを、興味深く指摘している。かりに保護的地域主義と国際分業再編成主義と呼ぶことにしよう。ジョンソンはもとより後者の立場から一般的特惠供与を勧告しているのである。

保護主義は、国内生産者を外国生産者一般よりも優先し前者にプレミアムをつけることである。この考え方を

延長して、外国の中でも地理的近接性、共通の文化的背景、共通の政治上の関心などから、特定の外国をその他の外国と差別し優遇しようというのが、保護主義の適用範囲を拡大した特惠待遇である。それは friendship のゼスチュアだといえる。だから、この立場からは、そういう政治的・文化的・経済的結びつきの強い国にのみ特惠を与えようとする。これは EEC とアフリカの連合国のように、地域化を志向し易い。

特惠供与国の国内生産が害される(つまり貿易創出的)ことになる商品は避け、なるべく競争的第三国の輸出が減り特惠享受国の輸出がふえる(つまり貿易転換的)ことになる商品だけを選び易い。またそういうぐあいに役立つようにクォータを使い易い。特惠享受国が第三国と競争的である商品を特惠の対象として選び、特惠供与国と競争的である商品は避けることになる。また幼稚産業的なものには特惠を供与しないであろう。けれどそれが成長すると特惠供与国の生産と競合しそれを圧迫することになるからである。結局、保護的地域主義の立場からの特惠供与は、低開発国をして自給自足的な(輸入代替工業化の)方向か、それとも第三国と競合す

る方向かに向かわせるのである。

これに対して国際分業再編成主義は、世界資源の生産と消費における配分を最も効率的な方向に再編成することをねらいとして特惠を与えようとするものである。この立場からすると、第一に、低開発国の中で好ましい国とそうでない国というような差別を設ける理由はない。第二に、特惠供与対象商品は、貿易創出の可能性が最も大きく、貿易転換の可能性が最も小さいものが選ばれる。ということは、低開発国の幼稚産業（現在輸出不可能な）ではなく、既に輸出競争能力をもっている（幼稚輸出）商品に与えられるべきである。就中、世界貿易中割合に大きなシェアを占めている商品に与えられるべきである——その方が貿易転換の潜在的損失は少ない。また先進国の高い関税によって阻害されている商品に優先的に与えられるべきである。その方が貿易創出効果が大きいからである。さらに、こういう商品に供与される特惠は一時的ではなく永続的なし長期にわたって与えられるべきである。けだしその効果は世界の効率を高めるし、特惠享受国を益するからである。また特惠はクォータで制限すべきでなく、利益を極大にするよう、低開発

国が輸出できる量のすべてに与えられるべきである。⁽¹¹⁾

要するにこの立場からの特惠供与のねらいは、「新しい国際分業」を、先進国が明白に比較劣位にあり、低開発国が潜在的に比較優位をもつ産業（主に労働集約的軽工業）を、先進国から低開発国へ計画的に移譲する *planned transfer* ことによつて、実現させるにある。

もちろん政治的には不評を買おう。先進国では既存保護産業を計画的に縮小ないし消滅させねばならない。他方低開発国は工業の自給自足（過保護による輸入代替）という願望を放棄せねばならないからである。だがこの方法は世界の人的物的資源の利用効率を高めるし、低開発国の経済発展に大きく貢献するのである。⁽¹²⁾

ジョンソンが、国際分業再編成の立場からみると特惠供与は永続的であつてよいとするのは、いささか奇異に感ずるが、真意はこうであろう。先進国が全工業品につき MFN ベースで関税を引下げ全廃すれば、対低開発国特惠も消滅するわけであるから、永続的にとは、先進国がグローバル・フリー・トレードを実現するまでということであり、対低開発国特惠がグローバル・フリー・トレードに至るきっかけになり、その刺激として役立つと

みるのである。関税同盟とか自由貿易地域といった域内一〇〇パーセント貿易自由化（しかし域外差別化）がガットの枠内では認められているのは、それがグローバル・フリー・トレードではなく地域内という部分的貿易自由化ではあるが、貿易自由化の前進であり、グローバル・フリー・トレードに至る一段階だとみられるからである。それと同じ論理をジョンソンは先進国全体対低開発国全体という一般的特惠関係にも適用しているのである。

たしかに、国際分業再編成促進という視点からするジョンソンによる特惠の役割と在り方の解釈は正しい⁽¹³⁾。だがジョンソンは、先進国側の貿易自由化、市場解放という側面のみを強調する弊に陥っている。国際分業の再編成は、低開発国における適格産業の設立・育成・強化という側面、つまりプレビッシュが幼稚産業保護論を借りて正当化しようとしたもう一つの側面を見落すことになる。適格幼稚産業の育成とそれへの市場解放との両者が相俟ってはじめて国際分業再編成は成功する。しかもその両面において、先進国の援助と特惠が要請されるのである。

旧い意味では、幼稚産業の育成は、ある国が保護関税

によって輸入を阻止し、その間に新産業を合理化させるという方法を意味していた。しかし今や有望適格な幼稚産業なら、国際協力によって、一挙に短期間に新設育成することができ、必要なのは保護関税ではなく、(a)世界価格で引合うコストで生産できる十分な規模の工場をおこすに必要な資本設備、技術、経営能力（広義の資本と一括して呼ぶ）と、(b)大量生産の製品を売りさばきうる十分は広い市場とである。この両者が同時に整うことが不可欠である。

伝統的幼稚産業保護論においても、関税による外国競争の阻止は必要ではあるが、コスト・ダウンを実現させる十分条件ではなかった。関税よりも補助金支給とか必要資本の調達市場の供与とかがより直接かつ有効な手段であると論じられて⁽¹⁴⁾いる。だが低開発国ではそれらを供与することがもととできない。先進国が資本設備、技術、経営能力を政府と民間を通じて援助すべきなのである⁽¹⁵⁾。援助が減少傾向にありそれに代替するものとして特惠供与が考慮されているのが実状であるようだが、そうであってはならない。援助をして真に効果あらしめるためには特惠も供与されねばならず、特惠を供与するなら

ば援助(広義)も増やして特惠の便益を享受できる低開発国の適格産業を育成、強化すべきなのである。

特惠についても同様なことがいえる。特惠は低開発国品へ特別に有利な市場を開放するのに必要な手段ではあるが、それによって低開発国適格産業のコスト・ダウンが直接にうながされるわけではもちろんないし、⁽¹⁶⁾先進国市場が必ず開放されるという保証にもならない。市場開放は、先進国で比較劣位の保護産業が縮小され、代りにより有望な産業へ転換していくという構造調整が敢行されるのでなければ⁽¹⁷⁾ない。構造調整を伴わないときは、先進国はMFN関税を引上げて特惠マージンを作り出すとか、関税以外の輸入制限措置を講ずることも、敢えて辞さないであろうからである。構造調整を促進するために、国際的義務として(GNPの1%の対外援助目標と同様に)、各先進国が「構造調整基金」を設け積極的に運営することが有効であろう。⁽¹⁷⁾

結局、低開発国に適格な移植工業を育成するための先進国からの直接的生産目的援助と、先進国での構造調整を伴う特惠供与とが、国際分業再編成の中核をなす、最も適切、有効かつ不可欠な手段である。それ故に援助と

特惠(構造調整を含む)は直結されねばならない。⁽¹⁸⁾

援助と直結した構造調整と特惠ということは、先進国と低開発国の間の合意的国際分業再編成を予定することになる。要望されている国際分業の再編成は市場メカニズムの力によって自づと実現されるという視方もある。だが、先進国と低開発国が大きな⁽¹⁹⁾unequal footingの上に立っており、双方とも自由貿易とは程遠い保護貿易障壁をはりめぐらせている現実の世界においては、セカンド・ベストの解決策として、何らかの合意というか国際協力によって、国際分業再編成が敢行されるべきである。既述のようにジョンソンも産業のplanned transferが必要だとさえ強調しているのである。

と同時に、規模経済によるコスト・ダウンを前提とする場合には、そういう産業についての国際分業の促進には、もともと合意が必要だという、理論的省察がなされるべきであろう。ほぼ同質の工業国間で類似工業品についての国際分業の開始、促進についてはなんらかの合意が必要だとするのが、私の合意的国際分業原理であった。⁽²⁰⁾それがEEC域内分業促進の一つの中核になっていようし、低開発国同志が特惠供与をすべしというプレビッシ

のもう一つの提案も、この原理に立脚するものである。しかし本稿の主題としてゐる先進国対低開発国の国際分業再編成に關する合意はやや問題が異なる。それは、お互に規模經濟を実現するために先進国は₂財に、低開発国は₁財にというように、お互に特化すべしという、合意的国際分業の促進ではない。そうではなくして、低開発国の發展段階からみて、大規模生産に移しさえすれば、低賃金の利点も加わって、低開発国の適格幼稚産業たるべきものを、先進国から低開発国へ移植、移讓することに関して合意が必要とされるのである。それ故に合意的国際分業原理と區別して、合意的国際分業再編成の理論と呼ぶのが適切であらう。

適格幼稚産業であってもその移植、移讓が市場メカニズムのみでは困難な理由は次の二点にある。第一に、たしかに低開発国で規模經濟が十分に実現すれば、世界価格で競争でき、習得期間中の損失を上回る利益が得られるようになるはずである。だから保護の必要はないというのは、規模經濟が企業に内部的な場合に関するケムプの基準が嚴格にすぎるとの批判が出されていることからわかるように、行きすぎであらう。低開発国には、習

得期間中の損失に耐える余地もないし、移植を成功させるに必要な資本設備、技術、經營能力と市場とが不足しているからである。第二に、先進国側では、このような規模經濟の得られる産業は既に大規模生産が確立し、或は独占や寡占に至っているかもしれない。低賃金貿易に転じ、従って低開発国へ移讓した方が有利であることが自覺されても、それは容易に実行されないであらう。けだし先進国側はいっそう生産規模を拡大し、コスト・ダウンし、或は若干の保護関税を課することによって、低賃金貿易の利点をかなりの期間にわたり圧殺することができからである。第一、第二の点はともに規模經濟、長期的遞減コストという特性から發生する移植過程の困難である。これを克服するには、市場メカニズムを越えた、何らかの双方の合意、協力が必要とされるのである。このような合意、協力は、低開発国で規模經濟が十分に実現し、それに低賃金の利点が加わって、必ず先進国よりも割安になるという適格移植産業が確實かつ容易に選定できるならば、実行され易いであらう。まさにこの点こそ最初にして最後の問題である。それは伝統的幼稚産業保護論の生誕とともに生み出され、しかも現在まで

十分に解答を与えられていない問題である。要素賦存比率理論に立戻って解答を求むべき、幼稚産業保護論と特恵論を通ずる本来の基本的課題とらうべきである。

(1) United Nations, *Towards a New Trade Policy for Development*, report by the Secretary-General of the United Nations Conference on Trade and Development, New York, 1964, pp. 65—66.

外務省訳『トランスモンチオ報告—新しい貿易政策をもとめよ』国際日本協会、一九六四、一二三ページ。別の箇所(p. 22 訳 p. 58)で小量生産と割高コストの悪循環を次のように述べている。「国内市場が比較的小さなことは、工業のコストを異常に割高にし、非常に高い保護関税にたえねばならぬ。高関税は小規模な非経済的な工場設立を促し、近代的技术を導入する意欲を弱め、生産性上昇を遅らせるなど、工業構造に不利な影響を及ぼす。」

(2) Herbert G. Grubel, *op. cit.*, pp. 336—337.

(3) Prebisch Report, *ibid.*, pp. 20—23 (訳 pp. 55—60).

(4) *Ibid.*, p. 69 (訳 p. 129).

(5) *Ibid.*, pp. 68—69 (訳 127—8).

(6)(7) Harry G. Johnson, "Trade Preferences and Developing Countries," *Lloyd's Bank Review*, April 1966, p. 9. マンハッタン原著 *Economic Policies Toward Less Developed Countries*, Brookings Institution, 1967, Chap.

6にも詳しい説明があるが、ここでは主に最初の論文から引用する。次を参照。大畑弥七「ハリー・G・ジョンソンの南北問題論」世界経済評論、一九六八・八。

(8) Prebisch Report, *ibid.*, pp. 59—61 (訳 pp. 113—116).

(9) この有名なトランスモンチオの国際分業再編成要請が、私の「直接的生産目的援助提案」と同じならざるを感ずることが気づかれた。私の提案は一九六四年の国連貿易開発会議に先だって、私が国連事務局で構想したものであるから、私の提案がなんらかの意味でトランスモンチオに影響を与えたものと自負している。次を参照。小島清『低開発国の貿易』国元書房、一九六四、第四章「低開発国の工業品輸出——国連貿易開発会議への提言」。Kiyoshi Kojima, "A Proposal for International Aid," *The Developing Economies*, The Institute of Asian Economic Affairs, Tokyo, December 1964. United Nations, *Trade and Development*, IV, *Trade in Manufactures*, 1964 (Sales No. 64 II. B. 14), pp. 74—75.

(10) Harry Johnson, *op. cit.*, p. 8.

(11) Harry Johnson, *Economic Policy...*, *op. cit.*, pp. 47—59.

(12) Harry Johnson, *Lloyd Bank Review*, *op. cit.*, p. 18.

(13) 特恵と自由貿易マンハッタン線に似て展開しているものとしてあげよう。Gerald M. Meier, "Free Trade and Development Economies," J. N. Wolfe, ed., *Value, Capital*

- tal and Growth*, Papers in honour of Sir John Hicks, Edinburgh University Press, 1968, pp. 403—412.
- (14) Harry G. Johnson, "Optimal Trade Intervention in the Presence of Domestic Distortions," in *Trade, Growth, and Balance of Payments*, Essays in honor of Gottfried Haberler, Chicago, 1965, pp. 193—194. 山本繁紳「経済論集一九六七・九四二三ページ」。このような論理も含めて狭義の幼稚関税保護論に真向から反対している次の論文がある。Robert E. Baldwin, "The Case against Infant-Industry Tariff Protection," *Journal of Political Economy*, May/June, 1969.
- (15) 戦後日本の幼稚産業の成長が先進国技術の導入にいかにより多く負っているかが省みらるべきである。それに ついて, Terutomo Ozawa, "Imitation, Innovation, and Japanese Exports," P. B. Kenen and R. Lawrence, ed., *The Open Economy*, Columbia University Press, 1968.
- (16) 特惠マージンは名目関税率で見ると小さくもそれなりの有効保護率 effective rate of protection でみるとかなり大幅になる。このことは低開発国の賃金コストをかなり割安にするので、先進国からの投資が誘引され、適格産業設立を促進する、という点をジョンソンは強調している。Harry Johnson, *ibid.*, pp. 13—18.
- (17) 小島清『太平洋経済圏と日本』国元書房、一九六九、二〇—二二ページ、参照。
- (18) 「援助と特惠の直結」という私の主張は支持をうけている。藤井茂「南北貿易問題と特惠」国民経済雑誌、一九六九・七、二〇—二二ページ。
- (19) このことを強調するのがブレヴィンシュ報告の一つの柱となっている。
- (20) 小島清「合意的国際分業原理・再考——経済統合の経済学のコア——」一橋大学経済学研究、一四号（一九七〇）。
- (21) (a) 合意的国際分業論と(b) 合意的国際分業再編成論との異同については、将来もっと厳密に検討されねばならない。(a) においては、A国がB国に対しY財市場を提供する代りにX財生産を任かされるし、B国はその逆をするというように、ギブ・アンド・テイクの互恵的関係を対象としている。これに対し(b)においては、A国がB国に対し、Y財の生産を移譲するとともにY財への市場をも開放するという一方的トランスファの過程を対象としている。この点で両者は異なる。しかし、規模経済の実現、長期的運減コスト法則に支配されるので、市場メカニズムに任かせることができず、なんらかの合意を必要とするという点で、両者は共通点をもっているといえよう。

(一橋大学教授)